

危機管理マニュアル

不審者への対応について

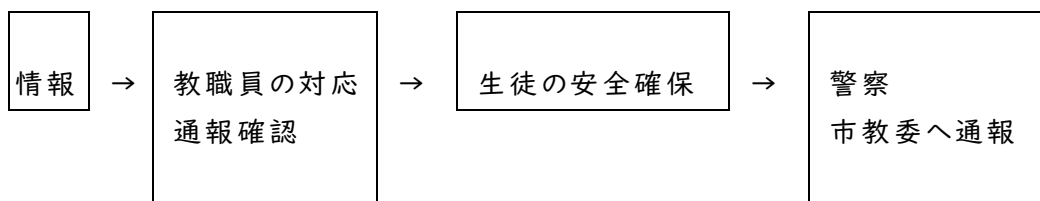
令和 7 年度(2025 年度)版

- ① 危機管理マニュアルの作成にあたって
- ② 不審者への対応について
 - ア 学校内に侵入した不審者への対応
 - イ 学校外での不審者情報への対応
 - ウ 学校外での活動時における不審者情報への対応
- ③ 不審者情報連絡網

※外部からの訪問者に対する基本対応

- ・訪問者は正面門からの出入りを基本とし、門扉の開閉はその都度行う。
- ・訪問者は「受付」をし、来校者名簿に氏名等を記入するとともに、来校者札を付ける。
- ・訪問者と出会った者は、必ず挨拶をする。また、「ご用は聞いておりますか」などの声をかける
- ・全職員的一致協力により校内巡視を行い、不審者の早期発見に努める。

湖南省立 甲西中学校



危機管理マニュアルの作成にあたって

1 危機管理のねらい

学校の危機管理は、学校教育活動は言うまでもなく、学校生活全般にわたって発生する可能性を持つ事件や事故への対応策である。

学校における危機管理のねらいは、「生徒及び職員の命を守り、安全を確保すること」である。

そのためには、平素から緊急事態を想定して、対応マニュアルを確認し合ったり、効果的かつ合理的な危機対応の訓練をしたりしておくことが大切である。こうしたことを通して、学校は生徒や保護者からの信頼が得られるものである。

2 緊急時における教職員の対応の3つの基本

- その場にいる教職員一人ひとりが、生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令の徹底を図り、学校としての組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や警察と一体となって取り組む。

3 危機対応への4つのステップ

学校における危機対応は全教職員が危機管理意識を持つことが何よりも大切であるが、学校経営に責任を持つ校長は、下記の4つのステップに基づき迅速に実践しなければならない。

①危機の予知

教職員は日記指導や教育相談等を通して、生徒から不審者などの情報を得られるよう個々の状況把握に努め、校長は常日頃から教職員や地域の方々との交流を通じて適切な状況把握をしておく必要がある。

②危険の回避

常に最悪の事態を想定し、初期対応を万全のものとするよう最大限の努力を尽くすことが大切であり、危機にあたっては、校長の指揮・命令のもと全教職員が一糸乱れぬ姿勢で臨むことが危機回避に必要である。

③危機の対応

学校は、組織対応が大事である。同時に、その場にいる現場の教職員の臨機応変な対応も求められる。そこで、「さ」「し」「す」「せ」「そ」の対応に心がける必要がある。

「さ」…最悪のことを考えて

「し」…慎重に、複数で

「す」…素早く、臨機応変に

「せ」…誠意を持って

「そ」…組織で

④評価と課題

事件後、事件の根本的原因、背景の他、事態を悪化させた要因などを反省し、今後に生かすことが問題の未然防止につながるものであるため、十分に検討しておく必要がある。

4 情報の提供

学校は、事件等が起ったときは、その状況、経緯、方針について、生徒や保護者、地域関係者、関係機関、マスコミ等に速やかに説明を行うよう努める必要がある。

対応については、以下の点に留意する。

- 誠意を持って対応
- 教職員への情報の共通理解
- 情報の一元化
- 確実な事実のみを説明（疑問や不明な事柄については軽率に話さない）
- 人権及び個人のプライバシーを厳守
- 窓口の一本化〔外部との対応は校長（教頭）が行う〕
- 必要に応じ記者会見を設定（取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り記者会見を開く）

ア 学校内に侵入した不審者への対応

(校舎内の○年△組の教室付近に不審者)

(対応1)

巡回中の教職員の情報
・職員室へ報告(緊急通報システム、PHS、火災報知器等で)

生徒からの情報
・複数の教職員が、現場へ
・状況把握し職員室へ報告

偶然に発見
・不審者から生徒を回避
・職員室へ連絡

(対応2) 不審者として認識

・訪問用件や氏名、危険物の所持を確認(人権に配慮)

(対応3)

POINT

不審者の確認

生徒の安全確保

教職員への連絡体制

不審者への初期対応

- ・駆け付けた教職員の代表が、不審者へ対応
- ・校内放送
- ・校長の判断で、警察と教育委員会へ通報
- ・校長は生徒の安全な場所への誘導を決定

授業中の場合

- ・授業中の教職員は、教室で待機
- ・授業をしていない教職員は校長、連絡係を残し現場へ
- ・現場へ行く教職員の一部は、安全な避難ルートを確認

休み時間中の場合

- ・担任は教室へ行き生徒を把握
- ・校長、連絡係を残して、その他教職員は全員現場へ
- ・現場へ行く教職員の一部は、安全な避難ルートを確認

(原則として、対応中は、生徒を動かさないで、担任等が教室にて生徒の動向を掌握する。)

(対応4) けが人等に対して

- ・救急車を要請
- ・保護者に連絡
- ・教育委員会等へ報告

その他の生徒に対して

- ・教育委員会等へ報告
- ・生徒を下校させるかどうか判断
- ・各保護者や地域関係者へ連絡

心のケア等事後指導に万全を期す

配 慮 事 項

平素からの訓練が必要

- 集会活動時等を利用して集団行動訓練を行う。
- 不審者対応訓練を実施する。
- 避難場所の設定をしておく。(各教室毎に3パターン程度)

対応1について

- 生徒からの情報
 - ・生徒から「いつ」「どこで」「どのような人が」「どんな状況」かを確認する。
- 巡回中の教職員の情報(巡回する教職員を予め決めておく)
 - ・「いつ」「どこで」「どのような人が」「どんな状況」かを確認する。
- 偶然に発見したとき
 - ・不審者の状況により生徒を不審者から遠ざけ、生徒に職員室に通報させるとともに、早急に教室へ戻るよう指示する。

対応2について

- 不審者としての認識(この際、人権に配慮する。)
 - ・生徒からの情報の場合は、教頭等が複数で現場へ駆けつけ、不審者との距離を保ち、動きに十分注意して、「どちら様ですか」「何のご用ですか」等丁寧に訪問用件等を聞く。
 - ・対応は教頭ならびに職員室在室教職員が行う。

対応3について

- 不審者への直接対応
 - ・直接の対応は2～3人で行い、他の教職員は周辺の安全な避難ルートの確保や避難地の確保に当たる。
 - ・刺激せず、落ち着いて話しかける。
 - ・直接の対応においては、ただちに退校するよう促す。応じない場合は警察が来るまで時間を稼ぐ。
 - ・刃物等の危険物を所持している場合は、机、椅子、ほうき等で距離をおいて対応し、時間を稼ぐ。そして、生徒を避難させ、応援が来るのを待つ。
- 生徒を安全な場所に誘導する放送 ……例「全校生徒はすぐに運動場に集まりなさい。」
 - ・私語をせず、速やかに行動させる。
 - ・避難地では、人員を再度確認し、入り口等を教師が巡回し、安全の確保に努める。
- 危険物を所持している場合は躊躇せず「110番」通報を行う。
- 授業中の場合
 - ・人員の確認をする。(トイレや保健室等に行っている者がいないか)
 - ・所在が不明な者については、職員室へ連絡する。
 - ・授業担当教員は動揺せず、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを設定し、生徒にも説

明し、次の放送での指示を待つ。

○休み時間中の場合

- ・放送ですべての生徒に教室に戻るか、避難場所に避難するかを指示し、すぐに担任（担任がいない場合は補充者）は教室に行き、人員を確認する。
- ・担任教員は、不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、生徒にも説明し、次の放送での指示を待つ。

対応4について

○けが人等に対して

- ・救急車でけが人を搬送する際は、付添人を必ず同乗させる。
（付添人は病院名、生徒名、怪我の状況等を学校へ報告する。）
- ・生徒の場合は保護者に「病院名」「けがの状況」等を連絡し病院へ来てもらう。

○その他の生徒に対して

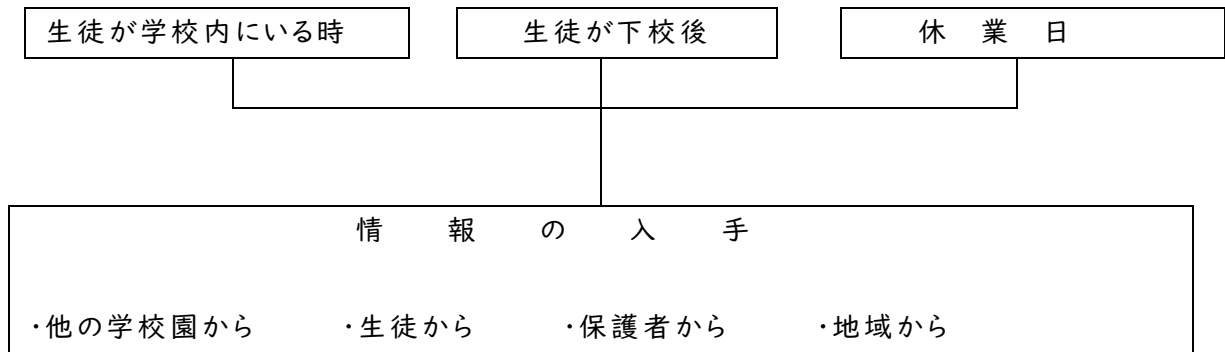
- ・教育委員会と協議の上、生徒を下校させるかどうか判断する。
- ・下校させる場合は、集団下校、複数下校等、一人にならないよう配慮する。
- ・保護者不在の場合は学校に留め置き安全を確保する。

○事件後の対応

- ・速やかに、教育委員会と協議の上、保護者会を開き説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校の方針を示す。
- ・必要に応じて、警察の巡回の要請やカウンセラーの配置等を検討する。

イ 学校外での不審者情報への対応

(〇〇丁目付近で、見慣れない△△色の車に乗った男がうろうろしている)



(対応1) 通報確認

- ・学校は警察へ通報を確認(情報入手時)
- ・警察、市教育委員会、他の学校園からの情報収集

(対応2) 学校の対応

- ・門扉等の閉鎖、施錠、学校内及び学校周辺の巡回
- ・情報収集と状況判断

(対応3)

教職員対応

- ・教職員への連絡
- ・教職員の集合

(対応4) 下校指導

授業時間内

複数(集団)下校指導

放課後

生徒集合

- ・生徒への状況等の説明
- ・教職員の下校指導体制の確認

(対応5)

協力要請

- ・地域の関係団体へ協力依頼の連絡

(対応6) 下校・安全確認

- ・保護者の連絡網等による生徒の安全確認

(対応7) 以後の対応の検討

- ・情報収集と状況判断
- ・安全確保が不可能な場合の休業の検討

配 慮 事 項

- ★校外での不審者の情報については、警察への通報とともに、中学校区内の学校園及び隣接校との連絡連携を行う。
- ★生徒の安全確保のための対応及び体制作りを確立する。
- ★緊急連絡網を整備する。
- ★関係団体への連絡体制の整備を図る。

対応1について

- 中学校区内の学校園及び隣接校（警察、市教育委員会含む）の、連絡システムを確立する。
 - ・校区内の他校からの情報
警察や、市教育委員会、中学校区内の他の学校園及び隣接校への連絡が来ているか確認する。
 - ・市教育委員会からの情報
中学校区内の学校園及び隣接校への連絡を確認する。
 - ・保護者からの情報
警察への連絡を確認するとともに、関係学校等へ連絡する。
 - ・湖南市の広報活動を利用する。

対応2について

- 情報の確認と生徒への対応を速やかな状況判断のもとに行う。
- 門扉の閉鎖や施錠、校内の生徒の安全確認の体制を確立する。
 - ・巡回を行うと同時に、学校内や学校周辺の情報を収集する。

対応3について

- 教職員の連絡網を活用する。
- 緊急時の各職員の動きを確認する。事態に応じて、教職員を招集する。

対応4について

- 生徒への指示・誘導に関する体制を確立する。
 - ・授業時間内
授業中であれば、そのまま授業を行う。ただし、校外やグラウンドでの授業については、速やかに教室等安全な場所に誘導する。
 - ・放課後
校内放送等により、生徒を体育館（把握しやすく、外と遮断できる場所）へ誘導する。
- 生徒に、状況と今後の動きについての説明を行うとともに、下校の指示・指導をする。

対応5について

- 地域の関係団体に生徒が安全に下校できるように協力を要請する。

- ・生徒の下校時の安全確保についての協力を要請する。
- ・地域の生徒に対して、帰宅するよう声をかける。

対応6について

- 生徒が安全に下校したことを確認する。
 - ・下校時通学路のポイントで立ち番をする。
 - ・帰宅の確認をする。(保護者の連絡網を活用する。)

対応7について

- 警察や市教育委員会等の指導のもと、翌日の対応策について検討し、速やかに決定する。

ウ 学校外での活動時における不審者情報への対応

(「総合学習」や校外活動等での活動中に不審者がうろついている)

(対応1)

巡回中の教職員の情報

生徒からの情報

地域・その他の情報

(対応2) 引率教員が不審者として認識

- ・「いつ」「どこで」「だれが」「どんな状況」かを
確認(人権に配慮)
- ・不審者の特徴を把握

(対応3)

POINT

不審者の確認

生徒の安全確保

教職員への連絡体制

不審者への初期対応

- ・状況に応じて現場の判断により警察へ通報
- ・巡回及び立ち番の教職員への連絡
- ・学校(校長)への報告
- ・施設管理者(公園、まちづくりセンター等)への報告

グループ別活動の場合

- ・引率教職員が回避あるいは避難誘導
- ・安全な避難ルートの確保
- ・人員確認

集団で活動している場合

- ・避難、待機(放送等による)
- ・安全な避難ルートの確保

(対応4) 安全確認後の報告

- ・校長、教育委員会へ報告
- ・保護者への報告

配 慮 事 項

校外活動時における事前準備の重要性

- ①活動場所の下見をしておき、事前に緊急時における「避難集合場所」や「連絡方法」について綿密に計画し、教職員の共通理解を図ると共に、生徒への周知徹底を行う。
- ②グループでの活動では、班長が緊急時にはいち早く付近の先生や大人に知らせる。
- ③教職員の役割分担を明確にしておく。

対応1について

○状況判断と通報

- ・危険物所持や声かけ等明らかに不審者と分かるとき、直ちに警察へ通報する。
- ・不審者と疑われるときでも警察へ通報する。

対応2について

○不審者として認識（この際、人権に配慮する）

- ・発見者のもとに、複数で駆けつける。（一人は連絡係）
- ・直ちに校外活動責任者（管理職）に連絡する。
- ・「何かご用ですか」「どちら様ですか」と優しく問いかける。
- ・周囲の生徒を遠ざける。
- ・不審者の特徴（背丈、容姿等）を記録する。

対応3について

○初期対応

- ・緊急事態と判断される場合、躊躇せずに「防犯ベル」「笛」「防火用ベル」等を鳴らす。
- ・校外活動責任者は、正確な情報収集と情報の共有化に努め、冷静に対応する。（引率教員や班長に不審者情報を伝え、班員を把握する。）
- ・警察との連携を密にする。
- ・学校、施設責任者へ連絡する。

○生徒がグループで活動している場合

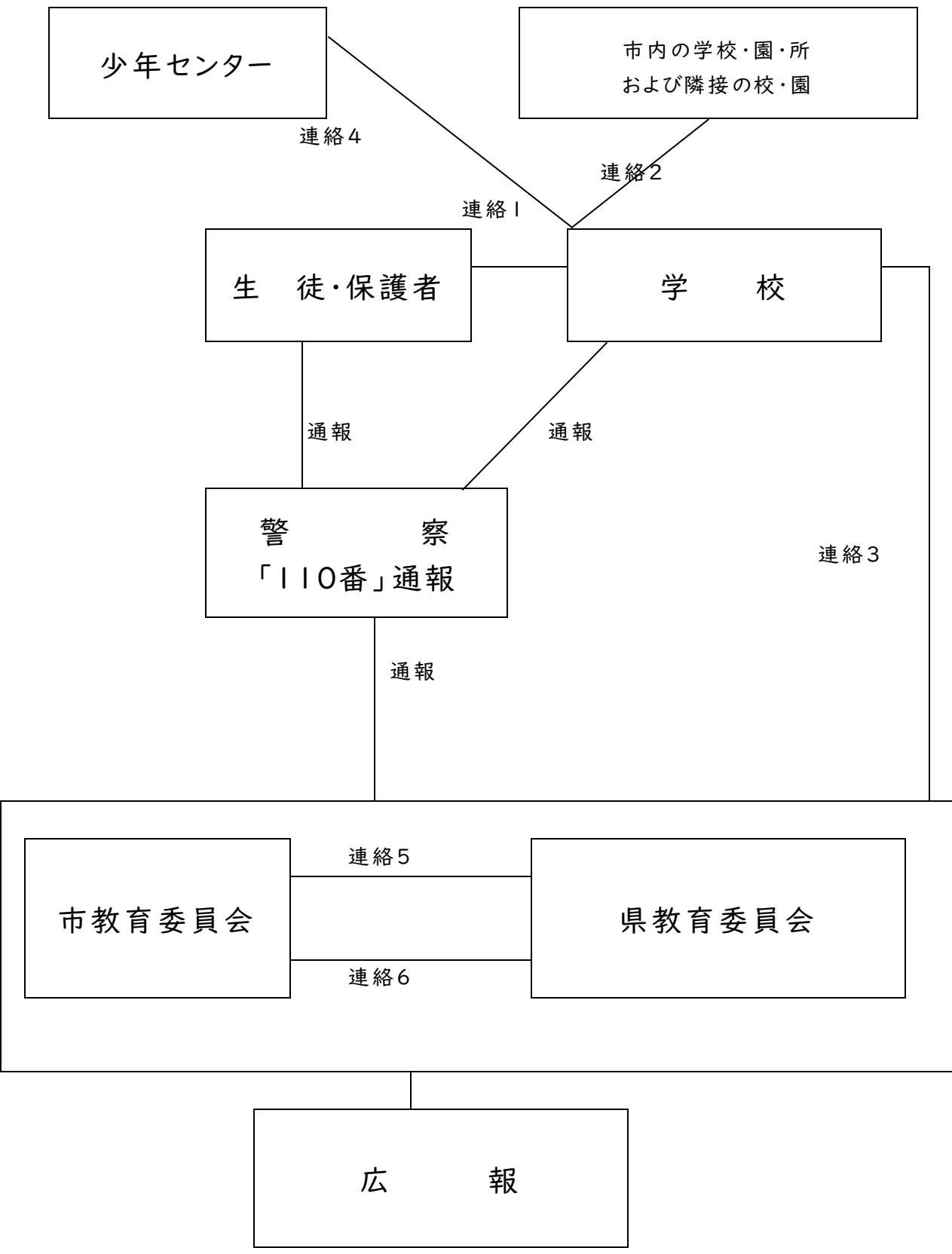
- ・グループでの活動では、班長が緊急時にはいち早く付近の先生や大人に知らせる。（知らせを受けた教職員は現場に行く。）
- ・引率教員の指示に従い避難場所あるいは、回避場所に向かう。

対応4について

○安全確認後の報告

- ・保護者、学校、教育委員会への報告を行う。

不 審 者 情 報 連 絡 網



配 慮 事 項

不審者情報の連絡体制（初期連絡体制） - 速やかに警察への通報を -

警察への通報について

- 生徒・保護者から警察へ
- 学校から警察へ
- 市教育委員会、県教育委員会から警察へ
 - ・生徒の状況を正確に伝達する。
 - ・不審者の情報（いつ、どこで、だれが、どのような状況か）を速やかに正確に伝達する。
 - ・学校の対応を伝達する。

連絡1について

- 生徒・保護者から学校へ
 - ・不審者の情報（いつ、どこで、だれが、どのような状況か）および生徒の状況を速やかに正確に伝達する。
 - ・警察への通報を確認し、まだであればすぐに通報する。

連絡2について

- 学校から町内の学校・園・所及び隣接校・園・所へ
 - ・不審者の情報（いつ、どこで、だれが、どのような状況か）を速やかに正確に伝達する。
 - ・統一した指示、対応を伝達する。

連絡3について

- 学校から市教育委員会又は県教育委員会へ
 - ・正確な情報・状況を伝達する。
 - ・警察への通報を確認し、まだであればすぐ通報する。
 - ・学校の対応を伝達する。

連絡4について

- 学校から少年センターへ
 - ・正確な情報を伝達し、連携・協力を依頼する。

連絡5について

- 市教育委員会から県教育委員会へ
 - ・正確な情報を伝達し、今後の対応を協議する。

連絡6について

- 県教育委員会から市教育委員会及び他の市町村教育委員会へ
 - ・不審者情報、生徒の被害状況など正確な情報の伝達を行う。
 - ・県教育委員会への情報の一元管理・収集を行い、各市町村教育委員会へ統一した指示・指導を行う。